

東京消防庁 松戸市 消防相互応援協定

協定締結日 平成18年12月15日

(総則)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京消防庁（以下「甲」という。）と松戸市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援)

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、原則として応援側から1隊出場するものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず、甲乙いずれかの管轄区域内に大火災、大規模災害等が発生し応援を必要とする場合は、被応援側の消防長の要請又は応援側の消防長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(応援隊の報告)

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援のために要した人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

(補則)

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定の運用について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成１８年１２月１５日から効力を生ずる。

平成１８年１２月１５日

東京消防庁

消防総監

松 戸 市

市 長

関 口 和 重

川 井 敏 久

別表（第3条関係）

普 通 応 援 出 場 区 域

東京消防庁側の応援区域	松戸市側の応援区域
松戸市のうち 南花島二丁目 南花島四丁目 栄町一丁目 古ヶ崎一丁目 古ヶ崎二丁目 本町 吉井町 根本 小根本 樋野口 竹ヶ花 松戸の一部 南花島の一部 古ヶ崎の一部 岩瀬の一部 上本郷の一部 小山の一部 胡録台の一部	葛飾区のうち 金町一丁目 金町二丁目 金町三丁目 金町四丁目 金町五丁目 金町六丁目 東金町一丁目 東金町二丁目 東金町三丁目 東金町四丁目 東金町五丁目 東金町六丁目 東金町七丁目 東金町八丁目